

令和9年度

保育施設利用案内

☆この案内には、保育施設の利用（入所）手続きや必要書類などについて記載しています。よくお読みのうえ、申請をしてください。



目次

1. 保育施設の利用にあたって
2. 教育・保育給付認定とは
3. 保育認定・利用の事由
4. 利用（入所）申込み方法
5. 利用（入所）承諾後について
6. 利用申込みに必要な書類
7. 利用者負担額（保育料）
8. 延長保育について
9. 慣らし保育について
10. 広域利用について
11. その他

松茂町 福祉課

〒771-0295

徳島県板野郡松茂町広島字東裏 30 番地

電話：088-699-8713

1. 保育施設の利用にあたって

この案内の「保育施設」とは、認可保育園・認定こども園（保育部分）・地域型保育等の施設のことです。保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当する場合に利用することができます。

2. 教育・保育給付認定とは

教育・保育給付認定とは、教育や保育施設を利用する際に受ける必要のある認定のことです。児童の年齢と保育の必要性の有無に応じて、1号・2号・3号のいずれかの区分で認定されます。

・1号認定（教育標準時間認定）

満3歳以上で、幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用する児童

・2号認定（保育標準時間認定または保育短時間認定）

満3歳以上で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育施設を利用する児童

・3号認定（保育標準時間認定または保育短時間認定）

満3歳未満で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育施設を利用する児童

※松茂町では、利用年度の4月1日の年齢で認定します。

3. 保育認定・利用の事由

保育認定（2号・3号）を受けられるのは、松茂町に住民登録がある児童で、保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当し、児童を保育することが困難な場合です。

保育を必要とする事由	保育必要量※4
就労※1 （自営業・農業等含む）	標準時間：就労時間月 120 時間以上 短時間：就労時間月 64 時間以上
妊娠・出産※2	標準時間
保護者の疾病・障がい	標準時間
同居または長期入院等している親族の常時の介護・看護	標準時間
求職活動	短時間（利用期間3ヶ月、延長なし）
就学（職業訓練校における職業訓練含む。）	標準時間
虐待やDVのおそれがあること	標準時間
育児休業取得時に、すでに保育を利用している児童の継続利用が必要であること※3	短時間
災害復旧	標準時間
その他、町長が認める場合	標準時間

- ※1 通勤時間を含めて1日8時間以上の保育が必要な場合等、標準時間の利用ができる場合があります。
- ※2 出産予定日の産前1ヶ月～産後2ヶ月後の末日までが保育の有効期間です。
- ※3 在園児以外の子（第2子以降）の育児休業中は、ご家庭での保育が可能ですので、原則として保育施設の利用はできません。ただし、出生児童が1歳に達する月以内の育児休業を取得する場合に限り、特例として現在通園中の児童が継続して利用することができます。
- ・育児休業期間確認の必要がありますので、勤務先にて「就労（内定）証明書」に育児休業期間を記載してもらい、利用中の保育施設に提出してください。
 - ・育児休業から復帰する場合の利用希望月は、復帰日前月からとなります。
 - ・育児休業中の利用申込及び転園はできません。
- ※4 希望により、保育必要量を短時間に短縮することができます。

4. 利用（入所）申込み方法

○受付場所：松茂町役場 福祉課

○受付時間：午前8時30分 ～ 午後5時（土曜・日曜・祝日は除く）

【4月からの利用（入所）を希望する場合】

教育・保育給付認定申請 兼 利用申込

受付期間：令和8年10月9日 ～ 11月13日 ※

利用調整（12月）

結果、入所保留となった場合は5月以降も利用調整を行います。

利用調整結果通知書（内定）発送（1月） ※利用可能な方のみ

入所前健康診断＆面接＆説明会（1月～2月） ※内定通知に案内あり

入所決定通知書・支給認定証発送（3月）

※受付期間を過ぎても申込みは可能ですが、二次選考となります。

ただし、令和9年2月10日を過ぎた場合は、4月利用の申込みはできません。

【年度途中利用（入所）を希望する場合】※3月利用（入所）申込みはできません。

教育・保育給付認定申請 兼 利用申込

受付期間：利用開始希望月の前月の10日まで（閉庁日の場合、翌開庁日）

利用調整

結果、入所保留となった場合は翌月以降も利用調整を行います。

利用調整結果通知（内定） ※利用可能な方のみ電話連絡

入所前健康診断&面接（利用開始月の前月中）

入所決定通知書・支給認定証発送（利用開始月の前月末）

5. 利用（入所）承諾後について

○家庭の状況の変化

住所・世帯構成・勤務先・保育を必要とする事由等が変わったときは、すぐに利用中の保育施設または福祉課へ届け出てください。認定内容の変更日は、「変更となる事実の発生日」または「変更届の提出日」のいずれか遅い方の翌月1日となります。就労先の変更で、就労証明書の取得に時間がかかる場合は、区分の変更等に対応させていただきます。利用中の保育施設または福祉課までご連絡ください。

○保育施設の変更

年度の途中での転園は原則認められません。転園を希望される場合は、新年度の4月利用申込期間内に利用申込をしてください。

○保育施設の退所

年度の途中で退所する場合は、退所を希望する月の15日までに退所届を利用中の保育施設へ提出してください。また、退所日については、希望月の末日になります。

○特例としての通園

次年度に就学を控えている5歳児クラスの児童については、年度末まで通園を認める場合がありますので、福祉課までご相談ください。

6. 利用申込みに必要な書類

全 員 必 要	☆□教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書 利用希望児童ごとに必要です。 □保育の必要性を証明する書類（<u>父母ともに必要です。</u>） （兄弟で同時申込みの場合、原本 1 部でも構いません） ☆ ①就労（予定）している方：就労証明書（自営業、農業、漁業等含む） ②出産（予定）の方：母子健康手帳（分娩予定日の記載部分コピー） ☆ ③病気により療養中の方：疾病状況申告書 ☆ ④介護・看護をしている方：介護・看護状況申告書 ☆ ⑤求職活動中の方：求職活動に関する申立書 ☆ ⑥就学中の方：就学等（予定）証明書 ⑦災害復旧対象の方：罹災証明書 ☆□個人番号（マイナンバー）申告書 <u>個人番号カードもしくは</u> <u>個人番号通知カードと運転免許証など（身元確認できるもの）</u> ☆□家庭状況申告書 利用希望児童ごとに必要です。 ☆印のものは町ホームページからもダウンロード出来ます。 
該 当 者 の み 必 要	□離婚調停中で別居されている方：調停中であることが分かるもの （裁判所発行）のコピー □利用申込みを行う児童に疾病がある場合：児童の疾病にかかる診断書 □その他、状況に応じて提出を依頼する場合があります。

※申込書類に虚偽があった場合は、利用（入所）を取り消します。

※申込書類の記載事項に変更が生じた場合、速やかに福祉課までご連絡ください。

＜例＞求職活動で申請していたが、就労が決定した場合、ご連絡いただくとともに、
就労証明書の提出が必要です。

7. 利用者負担額（保育料）

令和7年9月から、認可保育施設の利用者負担額（保育料）の無償化を実施しています。

※保護者にご負担いただく保育料は無料ですが、「保育料の階層区分」の確認を行う必要がありますので、保護者の所得確認を実施します。

保育料の階層区分は、父母の市町村民税額の合算により決定することとなります。ただし、祖父母が利用児童又は父母を税の扶養にしている場合、祖父母によって生計が維持されていると認められる場合は、祖父母も合算します。

毎年9月が保育料の階層区分の切り替え時期となります。保護者等の市町村民税の状況により、年度の途中で保育料の階層区分が変更になる場合があります。

◎R9. 4月～8月分の保育料の階層区分

令和7年1月～12月の収入から算定された町民税所得割額等から算定

◎R9. 9月～翌年8月分の保育料の階層区分

令和8年1月～12月の収入から算定された町民税所得割額等から算定

○保育料の階層区分の算定方法

市町村民税の「所得割額」から「調整控除額」及び「税額調整額」を控除した額で保育料の階層区分を算定します。ただし、配当控除、寄付金控除、外国税額控除、住宅ローン控除、配当・株式譲渡割控除等は、保育料の階層区分の算定に適用しない税額控除です。

※修正申告をした場合、福祉課までお越しください。申告した月の翌月から保育料の階層区分が変更となる場合があります。

◆給食費の助成制度について

松茂町では、少子化対策として、国の副食費の免除制度をさらに拡大し、次の条件に該当する場合は、給食費（主食・副食費）が無償になります。※主食・副食費ともに上限額あり。

対象児童

- ・3歳児クラス～5歳児クラス
- ・年収360万円未満相当の世帯の児童又は第2子目※以降の児童
※第2子目…教育・保育給付認定保護者と同一世帯で生計を一にする、18歳未満の児童から数えて第2子目の児童

8. 延長保育について

延 長 保 育 料	
事前利用登録した場合	1,000円/月
事前利用登録しない場合	300円/1回

- 同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が特定教育・保育（保育に限る。）を利用している場合は、その児童も算定対象人数に含め、延長保育料の額は、第2子以降は半額とする。
- 市町村民税非課税世帯の児童については、無料とする。
- 当分の間、みどり保育園の保育標準時間認定児童については、適用しない。

9. 慣らし保育について

新規利用する児童については、環境変化への適応等を目的として、通常の保育利用よりも短い時間に限定して保育する「慣らし保育」を行います。最初は、2時間程度の保育から始め、月齢や個人差もありますが、通常2週間程度は早いお迎えをお願いすることとなります。あらかじめご承知おきください。

※利用開始日より前に慣らし保育を行うことはできません。ご家族や雇用先等とも調整の上、利用開始月を検討してください。

10. 広域利用について

広域利用とは、里帰り出産や両親の勤務地の関係などで居住地での利用が困難な場合に、児童の住所地以外の市町村の認可保育施設を利用する制度です。

通常の申込みとは申請方法が異なりますので、広域利用を希望する場合は担当課までご連絡ください。

11. その他

- 利用申込みに関して、電話等により聞き取り調査を行うことがありますので、ご了承ください。
- 事実と異なる申立てや届出等があった場合は、利用の取消し、退所または「子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例」に基づき、過料を科すことがあります。
- 保護者やご家族の方の仕事等がお休みの場合、家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。
- 台風などの自然災害により保育実施及び登園・降園が危険と判断された場合には、自宅待機や早めのお迎えの依頼をすることがあります。

【一時預かり事業について】

保護者の傷病・入院、災害・事故、短時間就労、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育する事業で、原則として、ひと月連続1週間が限度です。（特別な理由により町長が必要と認める場合は2週間が限度です）

「集団に慣れさせるため」「遊ぶ場所がない」「友達がいない」などの理由では利用できません。

申請は2月を予定しています。時期がきましたら、広報やホームページなどでお知らせします。なお、事前に希望する施設にご相談のうえ、施設に直接申請してください。



【保育施設の一覧】

●みどり保育園

住所・電話番号		北島町中村字河原11番地3 TEL：699-5075
定員等		定員70名 2ヶ月～就学前
利用可能 時間	保育短時間	8：30～16：30
	保育標準時間	7：00～18：00
	延長保育時間	18：00～19：00
開所時間		7：00～19：00（月～金） 7：00～18：00（土）

●松茂ひまわり保育園

（※令和9年4月から認定こども園に移行し、名称や定員が変更となる予定です。）

住所・電話番号		中喜来字群恵47番地1 TEL：699-6610
定員等		定員100名 2ヶ月～就学前
利用可能 時間	保育短時間	8：30～16：30
	保育標準時間	7：15～18：15
	延長保育時間	18：15～18：45
開所時間		7：15～18：45

●まつしげ子ども園

住所・電話番号		笹木野字山東43番地 TEL：699-3160
定員等		定員105名 6ヶ月～就学前
利用可能 時間	保育短時間	8：30～16：30
	保育標準時間	7：30～18：30
	延長保育時間	7：00～7：30・18：30～19：00
開所時間		7：00～19：00

※ まつしげ子ども園の定員は保育部分（2・3号認定）の人数になります。

教育部分（1号認定、定員15名）を含めると定員は120名です。

●きららこども園

住所・電話番号		中喜来字前原東七番越19番地3 TEL：699-3886
定員等		定員90名 2ヶ月～就学前
利用可能 時間	保育短時間	8：30～16：30
	保育標準時間	7：00～18：00
	延長保育時間	18：00～19：00
開所時間		7：00～19：00

※ きららこども園の定員は保育部分（2・3号認定）の人数になります。

教育部分（1号認定、定員10名）を含めると定員は100名です。